

「(試案) 2. 企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進」についての意見

森戸英幸 (慶應義塾大学)

11/27/2012

【前置きとして、(試案) 全体について】

有識者会議の場で述べたように、一定の基準を決め、それに届かない基金は解散命令を打ってでもすみやかに解散の方向に誘導すべき、というのが私見である。その際、将来のより大きな負担を避ける意味から、国庫なり厚年本体がある程度の財政負担を被ることとなってもやむを得ないと考える。今回の試案はそれに近い考え方であり、一定の評価はしたい。

厚生年金基金は、代行部分という公的な部分と、労使間の「労働条件」であるという私的な部分が渾然一体となった仕組みであり、その法的位置づけの曖昧さからくる様々な問題点——たとえば「公権力の行使」理論により理事の個人責任追及の道が遮断されること——はかねてから指摘されてきたところである。ただ、私個人としては、有識者会議でも述べたように、上記「一定の基準」を満たす基金については今後も存続を認めてよいのではないかと考えており、この点は(試案)とは立場が異なる。厚年基金はこれまで、たとえば終身給付が原則であるなど、受給権保護の度合いがもっとも高い(だからこそ税制優遇の度合いも最も高い)、企業年金制度の中核にある理想的な制度として祭り上げられてきた。AIJ 事件によって、これを急にすべて覆すべき積極的理由がみつかったとは、私には思えない。率直に言えば、企業年金に関する法政策を一応の専門分野とする研究者としては、露骨な手のひら返しは恥ずかしい。私を含めた研究者もだが、行政も反省すべき点はあるように思う——今言っていることを、なぜ AIJ 事件の前から言えなかった、言わなかったのか。

もっとも、「一定の基準」の決め方によっては、基金制度存続か廃止かの議論は実質的な意味を失う。ハードルがある程度高く設定されれば、結局はほとんどの基金が「解散相当」に仕分けられることとなり、それ以外の基金も自主的な解散を選択せざるを得ない。では「一定の基準」をいかに設定すべきか。一般論としては、冒頭で述べたように、今解散させた方が、結果的に将来のより大きな負担を回避できる、という基準で線引きをすべきであるということになるだろう。そのような観点に照らして、(試案)で用いられた基準がベストなものである、という判断を下す能力は私にはないが、と言ってそれが明らかに不相

当な基準であると断ずることもできないように思われる。結局のところ、いわば「立証責任の転換」をすべきか否かの政策判断の問題だと言わざるを得ない。すなわち、基金が今後絶対に厚年本体に財政的な迷惑をかけない、ということが立証されない以上、基金制度は廃止されるべきである、という立場を取るのか。それとも、基金は今後必ず厚年本体に財政的な迷惑をかける、ということが立証されない以上、基金制度を存続させるという立場を取るのか。政策として前者が選択されるのであれば、いかに公平かつ公正に基金制度を廃止していくかを検討する、という次のステップに進むしかない。

【企業年金の持続可能性を高めるための施策について】

(試案)はキャッシュバランスプランの弾力化と集団型 DC 導入という具体的な施策を提示している。企業と労使の選択肢が増えるのは基本的には歓迎すべきことであり、これらに強く反対するものではない。しかし具体案を示す前にまず以下のような点に関する議論の整理も必要のように思われる。詳細については当日必要に応じ説明させて頂きたい。

- ①代行メリットに代わるインセンティブをどうするか
- ②年金給付は終身であるべきか
- ③退職所得（一時金）税制の見直しは必要か
- ④「貯蓄」と「年金」の区別は絶対か
- ⑤デフォルト・アプローチ（自動加入、デフォルトファンド）を導入すべきか
- ⑥「企業年金」の枠内だけの議論でよいのか

以 上